

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

★ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした資金からなる貸付制度です。

★ 貸付対象者

① 母子家庭の母、父子家庭の父

※母子・父子家庭とは配偶者と死別又は離別した女子または男子と、その扶養する20才未満の児童からなる家庭をいいます。

② 寡婦

※配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのあるものをいいます。

③ 40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）

④ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）

※上記は修学支度資金・修学資金・就職支度資金・就業資金の貸付けに限ります。

◆◆◆注意事項◆◆◆

修学資金などお子さんを対象とする資金の貸付けについては、お子さんも連帯借主となり、借主とともに返済の義務を負います。

★ 貸付の要件等

- 松江市内に住民登録のある方。
- 申請者が福祉資金の償還金及び、松江市に納付すべき税金、料金、返還金等を滞納している場合は、貸付けできません。
- 収入額による貸付制限があります。
- 資金の種類により、貸付の要件が異なることがあります。
- 日本学生支援機構等、他の奨学金と併せての貸付けはできない場合があります。



●相談・申込み・お問い合わせ先●

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

松江市役所子育て支援課子育て給付係

電話番号：0852-55-5316

FAX番号：0852-55-5537

松江市ホームページアドレス：<http://www.city.matsue.shimane.jp/>

母子父子寡婦福祉資金一覧

修学資金 とは、高校・大学・大学院・高等専門学校及び専修学校で修学する際に必要な資金です。

- ・貸付対象経費 授業料、書籍代、テキスト代、実習費、各種会費（年会費）、家賃・寮費（食費、光熱水費除く）、設備費、交通費等
- ・貸付けの対象者 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子
- ・貸付けを受ける期間 修業期間中（正規の修業期間中のみ）
- ・据置期間 学校卒業後6か月
- ・償還期間 20年以内（専修学校の一般課程は5年以内）
- ・利子 無利子

貸付限度額（月額）

| 学校種別等 | | 学年別 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|--------------------|------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 高等学校 専修学校(高等課程) | 国公立 | 自宅 | 27,000円 | 27,000円 | 27,000円 | | |
| | | 自宅外 | 34,500円 | 34,500円 | 34,500円 | | |
| | 私立 | 自宅 | 45,000円 | 45,000円 | 45,000円 | | |
| | | 自宅外 | 52,500円 | 52,500円 | 52,500円 | | |
| 高等専門学校 | 国公立 | 自宅 | 31,500円 | 31,500円 | 31,500円 | 67,500円 | 67,500円 |
| | | 自宅外 | 33,750円 | 33,750円 | 33,750円 | 76,500円 | 76,500円 |
| | 私立 | 自宅 | 48,000円 | 48,000円 | 48,000円 | 79,500円 | 79,500円 |
| | | 自宅外 | 52,500円 | 52,500円 | 52,500円 | 90,000円 | 90,000円 |
| 短期大学 専修学校(専門課程) | 国公立 | 自宅 | 67,500円 | 67,500円 | | | |
| | | 自宅外 | 76,500円 | 76,500円 | | | |
| | 私立 | 自宅 | 79,500円 | 79,500円 | | | |
| | | 自宅外 | 90,000円 | 90,000円 | | | |
| 大学 | 国公立 | 自宅 | 67,500円 | 67,500円 | 67,500円 | 67,500円 | |
| | | 自宅外 | 76,500円 | 76,500円 | 76,500円 | 76,500円 | |
| | 私立 | 自宅 | 81,000円 | 81,000円 | 81,000円 | 81,000円 | |
| | | 自宅外 | 96,000円 | 96,000円 | 96,000円 | 96,000円 | |
| 大学院 | 修士課程 | 132,000円 | 132,000円 | | | | |
| | 博士課程 | 183,000円 | 183,000円 | 183,000円 | | | |
| 専修学校(一般課程) | | 48,000円 | 48,000円 | | | | |

就学支度資金 とは、高校・大学等の入学の際に必要な資金です。

- ・貸付対象経費 入学金、入会金（入学時に必要なもの）、被服等の購入費、実習道具の購入費、家電製品の購入費、アパートの敷金・礼金、入寮費等
- ・貸付けの対象者 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子
- ・据置期間 学校卒業後6か月
- ・償還期間 20年以内（専修学校の一般課程、修業施設は5年以内）
- ・利子 無利子

貸付限度額

| 学校種別 | 自宅通学 | 自宅外通学 | |
|---|------|----------|----------|
| 小学校 | | 40,600円 | |
| 中学校 | | 47,400円 | |
| 高等学校 専修学校(高等課程) *専修学校の一般課程は国公立の金額 | 国公立 | 150,000円 | 160,000円 |
| | 私立 | 410,000円 | 420,000円 |
| 大学・短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程) | 国公立 | 370,000円 | 380,000円 |
| | 私立 | 580,000円 | 590,000円 |
| 大学院 | 国公立 | 380,000円 | |
| | 私立 | 590,000円 | |
| 修業施設 *厚生労働大臣等が認める施設のみ | | 90,000円 | 100,000円 |

| 資金の種類 | 資金の内容 | 貸付対象等 | 貸付限度額 | 貸付を受ける期間 | 据置期間 | 償還期限 |
|--------|---|---|---|--------------------|------------------|-------------------|
| 修業資金 | 事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 | 月額 68,000円 自動車運転免許取得 460,000円 | 5年以内 | 修業期間終了後1年 | 6年以内 |
| 就職支度資金 | 就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦 | 100,000円 自動車購入費を含む場合 330,000円 | | 1年 | 6年以内 |
| 技能習得資金 | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例: 訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等) | ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦 | 月額 68,000円 一括 816,000円 (12月相当) 自動車運転免許取得 460,000円 | 5年以内 | 習得期間終了後1年 | 20年以内 |
| 事業開始資金 | 事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦 ・母子、父子福祉団体 | 2,850,000円 【団体】 4,290,000円 ※複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。 | | 1年 | 7年以内 |
| 事業継続資金 | 現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦 ・母子、父子福祉団体 | 1,430,000円 【団体】 1,430,000円 | | 6ヶ月 | 7年以内 |
| 医療介護資金 | 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金 | ・母子家庭の母、父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童除く) ・寡婦 | 【医療】 340,000円 (特別) 480,000円 【介護】 500,000円 | | 医療介護を受ける期間終了後6ヶ月 | 5年以内 |
| 生活資金 | 知識技能を習得している期間の生活に必要な資金 | ・母子家庭の母、父子家庭の父 ・寡婦 | 月額 141,000円 | 知識技能を習得する期間中5年以内 | 技能習得後6ヶ月 | 20年以内 |
| | 医療・介護を受ける期間の生活に必要な資金 | | 月額 103,000円 | 医療・介護を受けている期間中1年以内 | 医療・介護期間終了後6ヶ月 | 5年以内 |
| | 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間(生活安定期間)に必要な資金 | | 月額 103,000円 (240万円を限度) 養育費取得の裁判費用 1,236,000円 | 母子(父子)家庭になって7年未満 | 貸付終了後6ヶ月 | 8年以内 |
| | 失業期間中の生活を安定・継続するのに必要な資金 | | 月額 103,000円 | 離職した日の翌日から1年以内 | 貸付終了後6ヶ月 | 5年以内 |
| 住宅資金 | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦 | 1,500,000円 (特別) 2,000,000円 | | 6ヶ月 | 6年以内 (特別は7年以内) |
| 転宅資金 | 住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦等 | 260,000円 | | 6ヶ月 | 3年以内 |
| 結婚資金 | 児童又は扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金 | ・母子家庭の母又は父子家庭の父 ・寡婦等 | 300,000円 | | 6ヶ月 | 5年以内 |

○連帯保証人

☆修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金(児童に係わるものに限る)については、連帯保証人は不要です。
ただし、父母のない児童が、修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金(児童に係わるものに限る)の貸付けを受けようとするときは、連帯保証人1名が必要です。

○利率

☆修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金(児童に係わるものに限る)に関しては無利子です。
☆それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子(1.0%)です。

★ 相談、申請方法

◎申請に必要な書類

- ① 貸付申請書
- ② 申請者及び申請者が扶養する児童の戸籍謄本
- ③ 資金の種別ごとに必要な書類（在学証明書、合格通知書など）
- ④ その他、申請に必要な書類（詳しくはお問い合わせください）

※2 つ以上の資金の申し込みの場合、重複する書類については省略できます。



●資金の種類により必要な書類が異なります。申請の前にまずはご相談ください。

●郵送での受け付けは行いません。

★ 貸付審査

- 貸付審査にあたっては面接を行います。
- 審査の結果、貸付できない場合もあります。

★ 貸付けを受けている方の届出

母子家庭（寡婦）または父子家庭でなくなった場合、各資金の借り主としての資格がなくなった場合、貸付対象の修学を取りやめた場合など、貸付けの条件に該当しなくなった場合はすみやかに申し出てください。

届け出なく貸付けを受け続けた場合、貸付けた金額の全部を一括で返済していただくことになります。

★ 償還について

- 原則として月賦償還（毎月払い）、口座振替払（該当月の末日振替）です。
- 返済の途中で、残額の全部または一部を繰上げ返済することができます。
- 支払期日までに納入されなかった場合は、延滞元利金につき、年5.0%の割合で違約金を徴収します。
- 償還金の支払いがない場合、支払督促の予告等を行った上で裁判所に支払督促の申立（裁判手続）を行います。

※支払督促とは、民事訴訟法第382条に基づくもので、裁判所に対して債務者に償還金等の支払を命ずるよう請求する行為です。

この資金は、償還していただくことを前提にお貸ししています。
皆さまからの償還金（返済金）が、次に借りられる方に貸付ける財源となる
いわば相互たすけあいの制度です。
きちんとした償還計画（返済計画）を立てて、期限までに必ずお返してください。